



大津市公報

平成 28 年 12 月 21 日
号外 (第 75 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

102	大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業者選定委員会規則.....	1
103	地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則.....	2
104	大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	4
105	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	4
106	大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	5
107	大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則.....	8

規 則

大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業者選定委員会規則を公布する。
平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市規則第102号

大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、大津びわこ競輪場の跡地の公募提案型の貸付けの相手方となる民間事業者の選定のために必要な事項を審査するとともに、その選定手続に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 学識経験を有する者 2人
- 市職員 3人

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から市長に答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業観光部商工労働政策課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則を公布する。
平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市規則第103号

地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の規定に基づき、地方独立行政法人市立大津市民病院(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

法人の定款に規定する業務に関する事項

業務を委託する場合の基準

競争入札その他契約に関する基本的な事項

前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可を受けようとするときは、当該中期計画の期間の最初の事業年度の開始の日の60日前までに、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

施設及び設備に関する計画

人事に関する計画

中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)の期間を超える債務負担

法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第5条 法第27条第1項に規定する年度計画(以下「年度計画」という。)には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画の変更を届け出るときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3月以内に、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後3月以内に、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(特定の償却資産の指定)

第9条 市長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

（剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認の手続）

第12条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

承認を受けようとする金額

前号の金額を充てようとする剰余金の用途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

承認を受けようとする金額

前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（納付書の納付の手続）

第14条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余（以下「納付金」という。）の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）

第15条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

借入れ又は借換えを必要とする理由

借入金の額

借入先

借入金の利率

借入金の償還の方法及び期限

利息の支払の方法及び期限

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（重要な財産の処分等の認可の申請）

第16条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産の処分等（譲渡し、又は担保に供することをいう。以下同じ。）について同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価格）

処分等の条件

処分等の方法

処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由

附 則

（施行期日）

1 この規則は、法人の成立の日から施行する。

（経過措置）

- 2 法人の成立後最初に作成する中期計画に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の期間の最初の事業年度の開始の日の60日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市規則第104号

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第16条」を「第17条」に改める。

第5条第2号中「、第2号」を「又は第2号」に改める。

第21条第2項第9号中「第16条」を「第17条」に改め、同項第12号を同項第13号とし、同項第11号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

勤務時間条例第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第24条第1項第1号中「第14条第3項」の次に「若しくは第15条第3項」を加える。

「付 則」を「附 則」に改め、附則に次の3項を加える。

(平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の読替え)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第5条中「条例第9条の2第1項の」とあるのは「大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第99号。以下「平成28年改正条例」という。)附則第4項の規定により読み替えられた条例第9条の2第1項の」と、同条第2号中「条例第9条の2第1項第1号」とあるのは「平成28年改正条例附則第4項の規定により読み替えられた条例第9条の2第1項第1号」とする。
- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第5条中「条例第9条の2第1項の」とあるのは「大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第99号。以下「平成28年改正条例」という。)附則第5項の規定により読み替えられた条例第9条の2第1項の」と、同条第2号中「条例第9条の2第1項第1号」とあるのは「平成28年改正条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第9条の2第1項第1号」とする。
- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第5条中「条例第9条の2第1項の」とあるのは「大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第99号。以下「平成28年改正条例」という。)附則第6項の規定により読み替えられた条例第9条の2第1項の」と、同条第2号中「条例第9条の2第1項第1号」とあるのは「平成28年改正条例附則第6項の規定により読み替えられた条例第9条の2第1項第1号」とする。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則に3項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市規則第105号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第31条中「第15条」を「第16条」に、「復職の日」を「復職し」に改める。

別表第8介護休暇の項中「2分の1」を「3分の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第8の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇

の期間については、なお従前の例による。

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市規則第106号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職員の給与に関する規則（昭和55年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円
	1	141,600	261,100
	2	142,700	263,000
	3	143,900	264,800
	4	145,000	266,900
	5	146,100	268,700
	6	147,200	270,600
	7	148,300	272,500
	8	149,400	274,600
	9	150,500	276,700
	10	151,900	278,700
	11	153,200	280,800
	12	154,500	282,800
	13	155,800	284,800
	14	157,300	286,900
	15	158,800	288,900
	16	160,400	290,900
	17	161,700	292,900
	18	163,200	294,900
	19	164,700	297,000
	20	166,200	299,000
	21	167,600	301,000
	22	170,300	303,100
	23	172,900	305,100
	24	175,500	307,200
	25	178,200	309,000
	26	179,900	311,100
	27	181,600	313,200
	28	183,300	315,200
29	184,800	317,100	

30	186,600	319,100
31	188,400	321,200
32	190,100	323,300
33	191,700	324,700
34	193,500	326,700
35	195,300	328,600
36	197,100	330,700
37	198,700	332,600
38	200,500	334,500
39	202,300	336,500
40	204,100	338,400
41	205,800	340,300
42	207,600	342,200
43	209,400	344,000
44	211,200	345,900
45	212,600	347,400
46	214,400	348,800
47	216,100	350,300
48	217,900	351,800
49	219,600	353,400
50	221,300	354,200
51	222,900	355,400
52	224,500	356,400
53	226,000	357,300
54	227,700	358,400
55	229,300	359,300
56	230,900	360,400
57	232,200	361,300
58	233,700	362,000
59	235,100	362,700
60	236,400	363,400
61	240,300	363,800
62	241,800	364,400
63	243,400	365,100
64	244,800	365,800
65	246,300	366,100
66	247,800	366,800
67	249,100	367,500
68	250,500	368,200
69	252,000	368,500
70	253,700	369,100
71	255,400	369,800
72	257,200	370,400

	73	258,800	370,700
	74	260,600	371,300
	75	262,300	372,000
	76	264,000	372,600
	77	266,000	373,000
	78	267,900	373,500
	79	269,700	374,100
	80	271,500	374,600
	81	273,200	375,100
	82	275,100	375,700
	83	277,000	376,200
	84	278,700	376,500
	85	280,400	376,900
	86	282,300	377,400
	87	284,100	377,800
	88	286,000	378,200
	89	287,600	378,600
	90	289,300	379,100
	91	291,100	379,500
	92	292,900	379,900
	93	294,600	380,200
	94	296,300	
	95	297,900	
	96	299,500	
	97	301,200	
	98	302,900	
	99	304,500	
	100	306,200	
	101	307,300	
	102	308,800	
	103	310,300	
	104	311,900	
	105	313,500	
	106	315,100	
	107	316,700	
	108	318,200	
	109	319,700	
	110	320,900	
	111	322,100	
	112	323,300	
	113	324,000	
	114	324,900	

	115	325,700	
	116	326,500	
	117	327,400	
	118	327,800	
	119	328,500	
	120	329,300	
	121	330,100	
	122	330,800	
	123	331,500	
	124	332,200	
	125	332,700	
再任用職員		254,400	273,800

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の大津市技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
(その他)
- 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市規則第107号

大津市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

大津市社会福祉審議会規則(平成21年規則第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「知的障害者」の次に「及び精神障害者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。